

市・県民税（住民税）、国民健康保険税等の申告相談が始まります

問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎23-3922

●申告相談会場での注意点

- ・感染症対策のため、申告相談会場ではマスクの着用と手指消毒のご協力をお願いします。
- ・受付時に申告内容について確認します。内容により受け付けの順番が前後する場合があります。

※最終受付時間 午後3時45分

地区	受付会場	2月	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
豊浜	豊浜中央公民館 2階講堂	16日(金)	本町、中之町	上田井、東町、港町、南
		19日(月)	東浜、須賀	北原、五軒屋、岡、直場、道溝、林
		20日(火)	長谷、雲岡、野々池、大坪、院内、梶谷、本村、大平木、道溝東、苗手	関谷、堀切、西原、箕浦
大野原	大野原中央公民館 3階講義室	21日(水)	高尾、大造、大福、大道、上中、下中	中村、早本、道上、笠松、寺家
		22日(木)	海老濱、有木、田野々、尾合谷、内野々、井関	四軒屋、白坂、石砂
		26日(月)	残水、植松、岡之塔、下林、ひうち、札幌、ピレッジハウス大野原	屋敷、瀬後、豆塚、雉子原
		27日(火)	高松、上杉林、下杉林、辻	西の後、八兵、大鞘、大鞘西団地、宮之下、下木屋、十三塚、林
		28日(水)	花稲 (花稲北、本村、中林、先林)	中姫 (赤岡、東村、中央、安井)
		29日(木)	池之内、福田原、丸井南、柏原	西丸井、丸井北、青岡、宮前、中関
地区	受付会場	3月	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
伊吹	伊吹支所	1日(金)	伊吹町	伊吹町
		4日(月)	流岡町	村黒町、出作町
観音寺	市役所 2階 203会議室	5日(火)	新田町	池之尻町
		6日(水)	南町、港町、西本町、蛭子、琴浪町、瀬戸町、三本松町	植田町
		7日(木)	柞田町 (八丁、山王、下野、北岡、玉田)	柞田町 (大畑、油井、山田)
		8日(金)	原町、柞田町 (黒淵)	柞田町 (上出、中出)
		11日(月)	柞田町 (下出)	吉岡町
		12日(火)	茂木町、茂西町、上市、川原、有明町、八幡町、天神町	坂本町、幸町、明星、殿、中央、柳、青柳、駅通、三架橋通、栄町、昭和町、七間橋、中洲、中新、若宮、春日、大和、上若
		13日(水)	粟井町 (上野、奥谷、宮下団地)、木之郷町	粟井町 (出晴、信末、本庄、常次、竹成)
		14日(木)	室本町、高屋町 (西上、西下)	高屋町 (岡東、岡西、明上、明下、当免)
		15日(金)	本大町	中田井町、古川町

申告相談会場で受け付けできない申告

- 土地や建物の売却による譲渡所得
- 上場株式の売却による譲渡所得、または上場株式の配当所得
- 初めての所得税の住宅借入金等特別控除申告
- 青色申告、準確定申告 (死亡した人の確定申告)

e-Taxや観音寺税務署で申告してください

申告に必要なもの

- ・本人確認書類 (マイナンバーカードもしくは通知カード+運転免許証、保険証など)
- ・事業所得 (農業、営業など) や不動産所得がある人は、収支内訳書が必要です。事前
に収支内訳書を完成させ、収入や必要経費
が分かる帳簿や領収書なども申告相談会場
へ持参してください。
- ・給与、公的年金などの源泉徴収票
- ・一時所得 (生命保険一時金、損害保険戻金など) や雑所得 (個人年金、太陽光発電売電収入など) がある人は、その収入や必要経費が分かるもの
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書、寄附金などの支払証明書
- ・医療費控除の明細書。明細書は事前に完成させ、申告会場へ持参してください。
- ・通帳口座番号 (所得税の還付や納税がある人のみ)

観音寺市教育大綱を改定しました

問い合わせ先 企画課 ☎23-3917 教育総務課 ☎23-3937

第2次観音寺市総合振興計画の後期基本計画で、まちづくりの方向性が示されたことから、観音寺市教育大綱の見直しを行いました。

観音寺市教育大綱は、観音寺市総合教育会議において、次代を担う子どもたちをはじめとする全ての市民を対象として議論を重ね、心豊かな子どもの育成、人々の豊かな交流、そして、ふるさと

への愛着心の醸成という思いをキャッチフレーズ化し、その実現に向けての基本目標および基本方針を示したものです。

観音寺市教育大綱に掲げる目標を着実に推進し、市民の皆さんがそれぞれのライフステージにおいて、豊かで輝く人生を実現できる、ときめきのまちの創造をめざします。

基本理念

人が輝き 未来を拓く ^{ひら}ときめきのまち観音寺

基本目標

I 豊かな人間性を育む教育の推進

基本方針

- 1 確かな学力と豊かな人間性の形成
- 2 特別支援教育の推進
- 3 幼保こ小中連携教育の推進
- 4 学校施設の改修と統合の推進
- 5 食育の推進と学校給食施設の整備

II 青少年の健全育成活動の推進

- 1 健全育成活動の推進
- 2 補導活動の推進と少年問題相談体制の充実

III 生涯学習体制と学習機会の充実

- 1 生涯学習推進体制の充実
- 2 学習機会の拡充

IV 生涯スポーツの推進

- 1 スポーツ環境の整備
- 2 スポーツ団体の育成や情報提供の充実

V 歴史、文化、芸術の継承と創造

- 1 文化芸術活動の推進
- 2 文化財の保存と活用
- 3 文化芸術関連施設の活用

VI 人権教育と人権啓発活動の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発活動の推進

抜粋して掲載しています。詳細は市ホームページで確認できます。

観音寺市電子地域通貨 銭形Kコイン

2月末までのお買い物は
100円ごとに2ポイント付与されます

ポイント付与対象期間中に銭形Kマネーで決済すると、決済金額に応じポイントが付与されます。

●付与内容

銭形Kマネー決済で、100円ごとに2ポイント付与

※ポイントは2営業日後に付与

●付与対象期日 2月29日(木)まで

●付与上限 5000ポイント

●ポイント有効期限 3月31日(日)まで

※上記期日までにポイントをマネーに交換してください。

問い合わせ先

銭形Kコイン事務局問い合わせセンター

☎0570-002999

(午前9時～午後5時)

※土・日曜日、祝日を除く



観音寺市有機農産物
生産振興対策事業補助金

堆肥生産者から完熟牛ふん堆肥やバーク堆肥、もみ殻堆肥を購入し、補助金の交付を希望する人は申請してください。

●補助対象

令和5年3月1日(水)～令和6年2月29日(木)の間に購入した堆肥

●受付期間 2月1日(木)～3月1日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

●申請場所

J A香川県豊南農業振興センター、J A香川県三豊農業振興センター、ふれあいセンター観音寺店、J A香川県観音寺市内各支店営農窓口・各事業所、よりそいプラザノ谷(申請書はふれあいセンター豊南店、和田事業所、農林水産課や大野原支所、豊浜支所にもあります)

●注意

堆肥散布後は速やかに耕起するなど、周辺環境に配慮してください。

問い合わせ先 農林水産課 ☎23-3931

観音寺市農林漁業者
物価高騰対策支援金

原油価格・物価高騰に直面する農林漁業者の経営を支援するため、支援金を交付します。詳しくは市ホームページを確認してください。

●対象

市内に住所または事業所を有する販売農家、林業、海面漁業経営体(個人・法人)

●支給額 1経営体につき3万円(1回限り)

※認定農業者、認定新規就農者、畜産業者、海面漁業者は1経営体につき5万円

●申請期限 3月15日(金)まで(当日消印有効)

●必要書類

- ①令和4年分または令和5年分の確定申告書または住民税申告書の写し(令和5年中に経営を開始した人は出荷伝票または販売伝票の写し)
- ②振込口座が確認できる申請者名義の通帳などの写し
- ③印鑑(法人の場合は代表者印)

※その他、申請書兼請求書と誓約書は市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先 農林水産課 ☎23-3931



農林業者



漁業者

観音寺市中小企業者
エネルギー価格高騰対策支援金

エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者を支援するため、支援金を交付します。詳しくは市ホームページを確認してください。

●要件

- ・市内に住所または事業所を有する中小企業者、個人事業主
- ・令和5年7月から12月までのうち任意の1カ月において、支払ったエネルギー経費(電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油に係る経費)の合計額が3万円以上であること など

●申請方法

必要書類を郵送(簡易書留)または商工観光課(市役所3階)へ持参

●給付金

1事業者につき、エネルギー経費の合計額の区分に応じ、3万・6万・9万・15万円

●申請期限 3月15日(金)まで(当日消印有効)

問い合わせ先 商工観光課

☎23-3933



注意

「観音寺市農林漁業者物価高騰対策支援金」と「観音寺市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金」については、重複して申し込むことができません。詳しくは担当課にお問い合わせください。

変更手続きを忘れずに
軽自動車等所有者の住所・名義変更や廃車

軽自動車税(種別割)は、登録を抹消しない限り毎年課税されます。車検切れなどで車に乗っていない場合も、令和6年4月1日時点で車を所有している人は、令和6年度の軽自動車税(種別割)を納めなければいけません。

所有者が市外へ転出または死亡した場合などは、早めに住所・名義変更や廃車の手続きをしてください。

問い合わせ先

税務課 収納係 ☎23-3922

☎25-5900

大野原支所 ☎54-5700

☎54-5029

豊浜支所 ☎52-1200

☎52-3113

伊吹支所 ☎29-2111

☎29-2666

	手続き先	
	転出した場合	死亡した場合
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)	転出先の市区町村	市税務課または各支所
小型特殊自動車 (トラクター・コンバインなど)		
軽自動車	転出先の軽自動車検査協会	軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎050-3816-3122
自動二輪 (125ccを超えるバイク)	転出先の運輸支局	四国運輸局香川運輸支局 ☎050-5540-2075

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

●対象 住民税非課税世帯

令和5年12月1日時点で本市に住所がある世帯で、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯(課税者の扶養親族等のみで構成された世帯を除く)

●申請方法

市から対象世帯へ書類を発送します。(令和6年1月下旬以降順次発送予定)

※世帯により申請方法が異なります。詳しくは市ホームページまたはお手元に届く書類を確認してください。

●給付金 1世帯あたり7万円

給付金の振り込み詐欺や個人情報の搾取に注意!

市の職員が、ATM(現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みをお願いすることはありません。自宅や職場などに不審な電話や郵便があった場合は、すぐに市役所または警察署(#9110)に連絡してください。



問い合わせ先 社会福祉課 福祉総務係

☎23-3930



市のホームページが1月25日から新しくなります



知りたい情報や市の魅力を分かりやすくお伝えし、また、見ていてほっとできるようなページになるよう、ホームページのデザインを刷新します。ホームページのアドレス（URL）に変更はありません。これからも観音寺市の最新情報を随時お知らせしていきます。

●注意

1月25日午前10時以降に新しいホームページに切り替わりますが、お使いのブラウザ（パソコン・スマートフォン）のキャッシュ（閲覧履歴）により、新しいホームページがすぐに表示されない場合があります。キャッシュを削除し、再度ホームページを読み込んでください。

point! 主なりリニューアル内容

- 検索機能の充実
 - － ページ右上に「目的でさがす」ボタンを常時表示「ごみの分け方検索」を追加
- 市の魅力を伝えるトップページ
 - － 観光・イベント情報、見どころを分かりやすく
- デザインを一新
 - － 白色、水色、黄色を基調にすっきりしたデザインに
- スマートフォンでも見やすく
 - － ボタンの配置など、操作しやすいレイアウトに

問い合わせ先 秘書課 広聴広報係 ☎23-3915 ㊟23-3920

オールシーズンフォトコンテスト 作品募集

魅力的な観音寺市の風景を撮影した写真を募集します。題材のジャンルは問いません。入賞作品は市の観光PRに使用させていただきます。

- 応募規定
 - ・令和6年1月1日以降に市内で撮影したもの
 - ・未発表または発表予定のないもの
 - ・市内で撮影したことが確認できるもの
 - ・作品は単写真とし、応募点数は1人4点まで
- サイズ
 - カラープリント四つ切り（W4は可能）
- 応募方法
 - 作品の裏面に応募票（自作可）を貼付し、観光協会事務局へ持参または郵送してください。応募用紙は道の駅ことひきや大正橋プラザ、市役所（総合案内所、商工観光課）、各支所にあります。
- 締め切り
 - 12月28日**（土）必着
- 審査・発表
 - 令和7年1月下旬に審査し、直接入賞者に通知します。入賞作品は市内の主要な公共施設で展示・発表します。
- 注意
 - ・応募作品は返却しません。
 - ・応募作品の著作権は、撮影者に帰属します。
 - ・観光PRなどに活用するため、応募作品の使用に関しては主催者（観音寺市観光協会）に一任いただきます。
 - ・入賞作品は、賞品と引き換えにネガまたはデータを提出してください。
- 応募先・問い合わせ先
 - 〒768-0062
 - 観音寺市有明町3番37号
 - 観音寺市観光協会事務局 ☎24-2150

パブリック・コメントを募集します

件名	観音寺市地域公共交通計画（案）
公募期間	1月25日（木）～2月26日（月）
資料配置場所	地域支援課、市役所総合案内所、各支所、市ホームページ
提出先	〒768-8601（住所記載不要） 観音寺市地域支援課 ㊟23-3954 ㊟tiikisien@city.kanonji.lg.jp
提出方法	指定の意見書に必要事項を明記の上、郵送またはFAX、電子メール、持参により提出（郵送の場合は当日必着）
注意	電話や口頭、匿名での意見は不可
問い合わせ先	地域支援課 ☎23-3949

「成年後見制度と遺言書講座」を開催します

成年後見制度は本人の権利を守るために重要な制度です。また、遺言書は被相続人が生前に「自分の財産を、誰に、どれだけ残すのか」についての意思表示を書面に残したものです。遺言書を作成する際に知っておいたほうが良い基本的なことや、自筆遺言と公正証書遺言の違い、遺言の事例などが学べます。

- 日時 2月27日（火）
午後2時～午後3時30分
- 場所 観音寺市立中央図書館2階
多目的ホール
- 講師 秋月 智美 弁護士
- 受付期間 2月22日（木）まで
- 定員 100人

申し込み・問い合わせ先

観音寺市社会福祉協議会 在宅福祉課
☎25-7752

令和6年3月1日から戸籍の手続きが便利になります

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、令和6年3月1日から次のとおり変わります。

戸籍証明書（戸籍謄本）等の 広域交付が始まります

本籍地以外の市区町村の窓口で、戸籍証明書や除籍証明書を請求できます。

- 請求場所
 - 本籍地が遠くにある人でも住まいや勤務先など、最寄りの市区町村の窓口で請求可能
- 請求できる人
 - 本人、配偶者、父母・祖父母（直系尊属）、子・孫（直系卑属）
- 注意点
 - 戸籍証明書等を請求する人が市区町村の窓口までお越しください。郵送や代理人による請求はできません。窓口来庁者の本人確認のため、顔写真付きの身分証明書の提示をお願いします。（運転免許証、マイナンバーカードなど）

戸籍届出時に戸籍証明書（戸籍謄本）等の 添付が不要となります

これまで婚姻届等を本籍地ではない市区町村の窓口へ届け出を行う場合、戸籍証明書等の添付が必要でしたが、原則不要となります。
※詳しくは、法務省のホームページを確認するか市民課まで問い合わせてください。

問い合わせ先 市民課 戸籍・年金係
☎23-3924

